

経 済 産 業 省

20140523商局第5号

平成26年5月29日

石灰石鉱業協会

会長 松本 六朗 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也



平成26年度全国鉱山保安週間について

経済産業省は、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、鉱山災害及び鉱害の防止を図るため、平成26年度においても、別紙のとおり平成26年度全国鉱山保安週間実施要綱を定め、平成26年度全国鉱山保安週間を実施します。

つきましては、貴職におかれましても、別添の趣旨を御理解の上、貴傘下の鉱業権者等に対する周知等、効果的な実施のための対応をお願いいたします。

(別紙)

平成26年度全国鉱山保安週間実施要綱

平成26年5月
経済産業省

1. 目的

全国鉱山保安週間は、「国民安全の日（7月1日）」に合わせ、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、もって鉱山災害及び鉱害の防止に資することを目的とする。

鉱山における災害の発生件数及び度数率は、共に中長期的には減少してきたものの、平成になってからは下げ止まり傾向となってきた。このような状況下において、各鉱山における自主保安活動を定着させ、さらに保安水準を向上させるためには、リスクマネジメントにより事前対策を徹底し継続的に改善していくことが極めて重要である。

このため、平成26年度全国鉱山保安週間においては、昨年度より開始した第12次鉱業労働災害防止計画に基づき、鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化及び発生頻度が高い災害に係る防止対策等を促進し、災害及び鉱害の防止における関係者の取組を強化する機会とする。

2. 期間

- (1) 準備期間 6月15日（日）から6月30日（月）まで
- (2) 全国鉱山保安週間 7月1日（火）から7月7日（月）まで
- (3) 事後の検討期間 7月8日（火）から7月31日（木）まで

3. 主唱者

経済産業省

4. 実施者

各鉱山及び関係団体

5. 主唱者及び関係団体における実施事項

次の方法により、「全国鉱山保安週間」の趣旨の周知徹底及び効果的な実施を図る。

- (1) ホームページ等による広報
- (2) ポスター、パンフレット等広報資料の作成・配布
- (3) 講演会、鉱山見学会等の実施

- (4) 各鉱山の実施する事項に対する指導等
- (5) その他、鉱山保安に関する標語、ポスターの募集等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施

6. 各鉱山における実施事項

各鉱山は、それぞれの実情に応じて、次の事項等の効果的な実施を図るとともに、その成果が日常の自主保安活動に具体的に反映されるよう努める。

- (1) 「全国鉱山保安週間」の趣旨の周知徹底
- (2) 各鉱山における保安方針、保安目標及び保安計画の従業員への周知徹底
- (3) 発生頻度の高い災害（墜落及び運搬装置（コンベア）に関する災害）を防止するための取組の実施
- (4) 臨時保安委員会、職場別保安懇談会等の開催
- (5) 保安教育（ヒューマンエラー対策を含む。）に関する講習会、講演会等の開催
- (6) 退避訓練、救護訓練、救急法訓練、消火訓練、連絡通報訓練等の実施
- (7) 保安規程の記載内容（作業方法（手順）、保安管理体制、災害時の対応、保安措置等）の遵守状況等の評価及び見直し
- (8) 機械、器具及び建設物、工作物その他の施設の点検・検査・整備
- (9) 作業環境（天盤、路面、浮石、転石、通気、粉じん、通路、手すり等）の一斉点検・検査・整備
- (10) 坑廃水処理施設及び鉱煙発生施設等の点検・検査・整備
- (11) 鉱害防止のための緑化の推進等の採掘跡地の整備
- (12) 鉱害防止のための地域住民との懇談会等の実施
- (13) 緑十字等の設置・掲揚
- (14) 健康診断等の実施
- (15) その他、鉱山保安に関する標語、絵画、写真、作文等の募集・展示、鉱山見学会、社内保安表彰等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施
(例えば、従業員の家族（子、孫等）が鉱山を見学すること等により、次期「全国鉱山保安週間」で募集する絵画への応募のきっかけとする)